

## ご 案 内

この度の「平成23年度東北地方太平洋沖地震」により罹災された皆さまには心よりお見舞い申し上げます。

さて、大地震に伴う手形交換に関する特別措置およびご融資に関する便宜的な取扱いについて、下記のとおりご案内いたします。

### 記

#### 1. 大地震に伴う手形交換に関する特別措置

全ての手形交換所におきましては、当分の間、以下の取扱いを実施することとなっております。

- (1) 今回の地震のため不渡となった手形・小切手につきましては、不渡報告への掲載または取引停止処分が猶予されております。
- (2) 今回の地震のため呈示期間を経過した手形の交換持出および持ち出された手形の決済が可能となっております。

なお、今回の地震に関連して、手形・小切手の取扱いに不明な点がある場合は、取引店または最寄の支店にご相談ください。

#### 2. ご融資に関する便宜的な取扱い

- (1) 事業性の資金にかかるご相談・お申込につきましては、事業の状況や今後の復興計画等をうかがい、必要に応じて他の金融機関とも連携をとりながら、弾力的かつ迅速な対応を行います。
- (2) 貸出条件変更等にかかるご相談・お申込につきましても、可能な限り柔軟な対応を行います。
- (3) 融資審査に際してご提出を依頼する資料等は、お客様の実情を踏まえ、必要最小限のものいたします。
- (4) ご契約時の必要書類につきましては、既にご提出いただいているものと変更がない場合等は、可能な限り柔軟な対応を行います。
- (5) 震災による被害の復旧・復興に向けての各種ご融資等につきましても、窓口へご相談ください。
- (6) 営業休止店舗におけるご融資に関するご相談は、「ご融資に関する臨時相談窓口」を設置しておりますので、ご利用ください。

平成23年3月29日

七 十 七 銀 行